

栃木県における警戒度レベル

- 新規感染者数及び全療養者数は短期間で急増し、感染拡大が県内全域に広がっている
- 各指標の警戒度レベルの多くがステージ4
- 病床使用率は50%が目前に迫り、重症病症使用率も増加傾向になるなど、医療提供体制への負荷が確実に高まっているほか、感染力が強いと言われるデルタ株の陽性率が8割を超え置き換わりが急速に進んでいる

警戒度レベルは県版ステージ4
県版 緊急事態宣言

要請期間

令和3(2021)年8月8日(日)から8月31日(火)

栃木県における まん延防止等重点措置

期間

令和3(2021)年8月8日(日)

～

令和3(2021)年8月31日(火)

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市町を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

措置区域

■ 14市（県内全市）

宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市
大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市

■ 9町

上三川町・益子町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町
那須町

※措置区域以外の市町（**茂木町**、**那珂川町**）においても、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。

期間

令和3年8月8日(日)～8月31日(火)

栃木県全域

を対象とした要請等

●県民に対する協力要請① 【特措法第24条第9項】

※まん延防止等重点措置適用に伴う、
新たな協力要請は下線部

栃木県全域

- **不要不急の外出自粛** ※外出する場合も極力家族や普段行動をともにしている人と少人数で
- **都道府県間の不要不急の移動の自粛**
- **マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底**
- 「3密」が重なる場面はもとより、「密閉」、「密集」、「密接」のそれぞれについて徹底的に回避すること
(「会話する＝マスクする」運動(特に会食の場における適切なマスク着用)を展開)
- **感染リスクが高まる「5つの場面」での注意**
- **体調が悪い場合は、仕事は休む**
- **施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける**
- **外出時は、感染のリスクを避ける行動をとる**
- **ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底する**
- **ワクチン接種者も上記取組を行う**

【来県を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼 内容

不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動については、極力控えるようお願いしている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底する。

(特に飲食の際は)

- 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える【特措法第24条第9項】
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない【措置区域：特措法第31条の6第2項
措置区域以外：特措法第24条第9項】
- 飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する【特措法第24条第9項】
- 5人以上の飲食・飲酒やパーティー及びこれに類するものについては自粛する【特措法第24条第9項】
- 4人以下であっても、普段会わない人との長時間又は酒類を伴う飲食は慎重に判断を【特措法第24条第9項】
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える【特措法第24条第9項】

「会話する＝マスクする」運動（特に会食の場における適切なマスク着用）を展開

カ イ ワ ス ル ハ マ ス ク ス ル
会話する＝マスクする

つい忘れがちです。いつも心がけましょう。

会話するとき、マスク忘れていませんか？

- 食事中
- 休憩室
- 喫煙スペース
- コーヒーブレイク
- 更衣室



●事業者に対する協力要請

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、**感染拡大防止のための適切な取組の実施**【特措法第24条第9項】
特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意
- 職場関係の5人以上の会食を控える**【特措法第24条第9項】
- 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施**【特措法第24条第9項】
- テレワークの更なる推進や出勤が必要な場合もローテーション勤務を更に徹底すること等により、「出勤者数の7割削減」を目指す**【協力依頼】
- その他、まん延を防止するために必要な措置の実施**【措置区域:特措法第31条の6第1項、措置区域以外:特措法第24条第9項】

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
- ・同一グループの入店は、原則4人以内
- ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人以下	21時まで※4
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2,3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」（別紙）を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設への協力依頼を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること
- 8月8日までに販売されたチケットは、上記要件は適用せず、キャンセル不要とする。ただし、8月9日以降は上記要件を満たさないチケットの新規販売を停止すること。また、8月9日以降に販売開始されるものは、上記要件を全て満たすこと

措置区域

■ 14市（県内全市）

宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市
大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市

■ 9町

上三川町・益子町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町
那須町

対象施設 ※1

食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
 〔飲食店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等
 〔結婚式場〕 結婚式場（※2）

要請内容

- ・ 営業時間は**5時から20時までとする**。【特措法第31条の6第1項】
- ・ **酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない**。【特措法第31条の6第1項】
- ・ 飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。【特措法第31条の6第1項】
- ・ 業種別ガイドラインを遵守する。【特措法第24条第9項】
- ・ その他、まん延を防止するために必要な措置の実施【特措法第31条の6第1項】

- ・ 従業員への検査推奨
- ・ 入場者の整理・誘導
- ・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・ 施設の換気を行う
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
- ・ 同一グループの入店は、原則4人以内
- ・ 滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・ 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

要請内容への協力状況については実地により確認する。

※1 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外とする。

※2 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求める。

●飲食店等以外の施設への要請・協力依頼

(Ⅰ) イベント関連施設 (Ⅱ) イベントを開催する場合がある施設

施設の種類	内訳（施設の例）	要請・協力依頼内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 など	<p>< 営業時間 > 5時から20時まで(イベント開催時は21時まで)とする【特措法第24条第9項】 ※映画館については21時まで</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>1,000㎡以下については、法に基づかない働きかけ</p> </div> <p>< 営業時間 > 5時から20時まで(イベント開催時は21時まで)とする【協力依頼】 ※映画館については21時まで</p>
集会場・展示場	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	<p>< 収容人数 > 「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする【特措法第24条第9項】</p>	<p>< 収容人数 > 「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする【協力依頼】</p>
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	<p>< その他 > ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【特措法第24条第9項】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>	<p>< 収容人数 > 「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする【協力依頼】</p>
運動施設 遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ など	<p>< その他 > ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【特措法第24条第9項】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>	<p>< その他 > ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【協力依頼】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>
博物館等	博物館、美術館 など	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給</p> </div>	

●飲食店等以外の施設への要請・協力依頼

(Ⅲ) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

施設の種類	内訳（施設の例）	要請・協力依頼内容		
		1,000㎡超	1,000㎡以下	
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗 （生活必需物資を除く）	<p><営業時間> 5時から20時までとする【特措法第24条第9項】</p> <p><その他> ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【特措法第24条第9項】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 1,000㎡以下については、法に基づかない働きかけ </div> <p><営業時間> 5時から20時までとする【協力依頼】</p>	
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など		<p><その他> ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【特措法第24条第9項】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>	<p><その他> ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【協力依頼】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>
遊興施設	性風俗店、個室ビデオ店、ライブハウス など		<p><その他> ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【特措法第24条第9項】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>	<p><その他> ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【協力依頼】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>
サービス業	エステサロン、ネイルサロンなど （生活必需サービスを除く）		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給 </div>	

措置区域以外

2 町

茂木町・那珂川町

対象施設 ※1

食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
 〔飲食店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等
 〔結婚式場〕 結婚式場（※2）

要請内容

- ・ 営業時間は**5時から20時まで**とする。【特措法第24条第9項】
- ・ 酒類の提供は**11時から19時まで**とする。【特措法第24条第9項】
- ・ 業種別ガイドラインを遵守する。【特措法第24条第9項】
- ・ その他、まん延を防止するために必要な措置の実施【特措法第24条第9項】

- ・ 従業員への検査推奨
- ・ 入場者の整理・誘導
- ・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・ 施設の換気を行う
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
- ・ 同一グループの入店は、原則4人以内
- ・ 滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・ 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

※1 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外とする。

※2 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求める。

●飲食店等以外の施設への協力依頼

(Ⅰ) イベント関連施設 (Ⅱ) イベントを開催する場合がある施設

施設の種類	内訳（施設の例）	協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 など	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>法に基づかない働きかけ</p> </div> <p>< 営業時間 > 5時から21時までとする</p> <p>< 収容人数 > 「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする</p>
集会場・展示場	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設 遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ など	
博物館等	博物館、美術館 など	

●飲食店等以外の施設への協力依頼

(Ⅲ) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

施設の種類	内訳（施設の例）	協力依頼内容
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗 （生活必需物資を除く）	<div data-bbox="1327 358 2094 439" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">法に基づかない働きかけ</div> <div data-bbox="1021 768 1709 882" style="text-align: center;"> <p>< 営業時間 > 5時から21時までとする</p> </div>
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、個室ビデオ店、ライブハウス など	
サービス業	エステサロン、ネイルサロンなど （生活必需サービスを除く）	

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】変更 飲食店等に対する協力金

県の要請に応じ時短営業に御協力いただいた飲食店等に対して支給する協力金について、下記のとおり変更します。

対象期間	対象地域	支給額	
		中小企業等	大企業
8/2(月)20時から8/31(火)24時までの全30日間	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市	87万円～285万円	600万円以内
8/4(水)20時から8/31(火)24時までの全28日間	まん延防止等重点措置区域の23市町※	82万円～270万円	560万円以内
	その他地域（茂木町、那珂川町）	70万円～210万円	
8/8(日)20時から8/31(火)24時までの全24日間	まん延防止等重点措置区域の23市町※	72万円～240万円	480万円以内
	その他区域（茂木町、那珂川町）	60万円～180万円	

【申請方法】 郵送又はインターネット

【受付期間】 8月12日（木）～10月15日（金） ただし、インターネットの受付は8月20日（金）から

※23市町 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市、鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町

詳しくは、「栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金コールセンター」にお問い合わせください。
 （受付時間） 9時から17時まで（土日、祝日含む） （電話番号） 028-651-3707

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】 大規模施設等に対する協力金

県の要請に応じて下記のとおり時短営業に御協力いただいた大規模施設等に対し、協力金を支給します。

- 【対象期間】 8月8日（日）20時から8月31日（火）24時までの全24日間
- 【対象地域】 まん延防止等重点措置区域の23市町（茂木町・那珂川町 以外の市町）
- 【対象施設】 県の要請に応じ営業時間の短縮に御協力いただいた飲食店以外の大規模施設及び、要請に応じた当該施設内のテナント
- 【受付期間】 9月1日（水）～10月29日（金）（予定）
- 【申請方法】 郵送又はインターネット
- 【支給額】
- （1）大規模施設
時短営業に応じた部分の面積1,000㎡ごとに20万円 × 時短率 × 24日間
（この他に、テナント店舗数等による追加加算あり）
 - （2）大規模施設のテナント・出店者等
時短営業に応じた部分の面積100㎡ごとに2万円 × 時短率 × 24日間

* 時短率＝短縮した時間／本来の営業時間

詳細は、県ホームページ等により公表します。

地域企業事業継続支援金

まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者のうち、国の月次支援金の支給対象とならない事業者に対し、事業継続支援金を支給します。

- 【対 象】 2021年8月の売上高が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少した
中小法人・個人事業者等
※感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】（飲食店・大規模施設等）の
支給対象となる事業者を除く
- 【支給額】 2019年又は2020年の8月の売上高 — 2021年8月の売上高
支給限度額：中小法人等 20万円
個人事業者等 10万円
- 【受付期間】 9月1日(水)～11月30日(火)
- 【申請方法】 郵送又はインターネット

詳細は、県ホームページ等により公表します。